2　拠出金
子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、法第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一五四・四とすることとした。（第二四条の二関係）
3　施行期日
この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（厚生労働省）

1　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三〇三万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、四五六万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）
2　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一五二万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）
3　専修学校に就学する児童及び寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金の貸付金額の限度を就学期間中月額五万一、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号、第三一条の五第三号及び第三六条第三号関係）
4　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第九五号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合
前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇二とすることとした。（第一条の五関係）
2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合
前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の八・三五とすることとした。（第一条の六関係）
3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第九六号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率
前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五五とすることとした。（第一条関係）
2　前期高齢者加入率の下限割合
前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）
3　負担調整基準率
前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・〇二三七とすることとした。（第三条関係）
4　特別負担調整基準率
前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・〇二三七とすることとした。（第四条関係）
5　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第九七号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係
高額介護サービス費について、世帯の上限額を課税所得が六九〇万円以上であるときは一四万一〇〇〇円、課税所得が三八〇万円以上六九〇万円未満であるときは九万三、〇〇〇円とするほか、高額介護予防サービス費についても同様の見直しを行うこととした。（第二二条の二の二第五項及び第六項並びに第二九条の二の二第五項及び第六項関係）
二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係
高額介護サービス費の支給要件及び支給額について、一に準じた改正を行うこととした。（第二二条の二の二第五項及び第六項関係）
三　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係
令和三年度から令和五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの財政安定化基金に係る基金事業貸付金の償還期限をそれぞれ令和一一年度又は令和一四年度及び令和一四年度又は令和一七年度の末日とすることとした。（附則第二条の二及び第二条の三関係）
四　その他
その他所要の改正を行うこととした。
五　施行期日等
1　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）
2　この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）（厚生労働省）

1　自立支援医療費の支給要件等の経過的特例及び経過措置を令和六年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第九九号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係（第一条関係）
1　所得税等における公的年金等控除等の見直しに伴い、国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額について、一〇万円引き上げることとした。
2　国民年金の保険料の免除に係る所得基準額について、1に準じた改正を行うこととした。
二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係（第二条関係）
老齢福祉年金の支給停止に係る所得基準額について、一の1に準じた改正を行うこととした。
三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第三条関係）
特別障害給付金の支給制限に係る所得基準額について、一の1に準じた改正を行うこととした。
四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第四条関係）
1　老齢基礎年金の額の改定に伴い、老齢年金生活者支援給付金の所得基準額及び補足的老齢年金生活者支援給付金の補足的所得基準額を改定することとした。
2　障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の所得基準額について、一の1に準じた改正を行うこととした。
五　施行期日等
1　必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第五条関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係
令和三年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）